

女子美術大学・女子美術大学短期大学部学生懲戒に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、女子美術大学大学院学則、女子美術大学学則及び女子美術大学短期大学部学則に規定する懲戒について、懲戒の対象とする行為、懲戒の種類、懲戒手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の対象とする行為)

第2条 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとし、その行為の標準例は、別に定めるところによる。

- (1) 社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）
- (2) ハラスメント行為
- (3) 情報倫理に反する行為
- (4) 学問的倫理に反する行為
- (5) 試験等における不正行為
- (6) 学生及び院生（以下「学生等という。」）の学習、研究及び教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- (7) その他学生の本分に反する行為

2 前項各号につき、別に諸規則が定められている場合、その規則に従う。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とし、次の各号に定めるところによる。

- (1) 退学は、学生等としての身分を剥奪するものとする。この場合の退学は、再入学を認めない。
- (2) 停学は、一定期間、学生等の教育課程の履修及び課外活動等を停止し、登校を禁ずるものとする。
- (3) 訓告は、学生等の行った行為の責任を確認し、その将来を戒めるものとする。

2 前項第2号の停学の期間は、無期又は1年以下の有期とし、在学年限に算入する。

(嚴重注意)

第4条 懲戒に相当しない場合でも、研究科長又は芸術学部長又は短期大学部部長は、学生等に嚴重注意を行うことができる。

2 嚴重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

(事実関係の調査)

第5条 懲戒の対象となる行為、又はその疑いが生じたときは、当該学生等の所属専攻・領域・コースの主任（以下、「主任」という。）は、慎重かつ速やかに当該学生等に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認の上、学生部長及び教務部長（以下、「学生部長等」という。）に報告するものとする。

2 前項の場合において、当該事案が2以上の学科又は専攻・領域・コースの学生等に係るときは、所属学科長・主任間において連絡協議するものとする。

3 学生部長等は、前項の調査報告の結果を学長に報告するものとする。

4 学長は、学生等を懲戒する必要があると認めるときは、懲戒相当の行為に係る事実関係、懲戒処分の必要性等について調査を行うため、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(調査委員会)

第6条 委員会は、懲戒処分案を作成する。

2 委員会は、学生部長、教務部長、研究科長又は芸術学部長又は短期大学部部長、主任及びその他学長が指名する教職員により構成する。

3 委員会は、委員のうちから学長が指名する委員長を置く。

- 4 委員会が必要と認めるときは、弁護士等専門家の出席を求め意見を聴くことができる。
- 5 委員長は、当該学生等に対して、要旨を口頭又は文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えるものとする。ただし、正当な理由がなく、これに応じない場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 6 学生部長等は、委員会が作成した懲戒処分案を学長に報告するものとする。

(懲戒処分の決定)

第7条 懲戒処分は、教授会又は研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(出校停止)

第8条 学長は、当該学生等に対し、懲戒処分が決定するまでの間、出校停止を命ずることができる。出校停止中は、登校を禁止する。

- 2 出校停止期間は、停学となった場合には、停学の期間に算入することができる。

(懲戒の発効)

第9条 懲戒は、当該学生等に対して懲戒の種類と懲戒を認定した理由を文書で発信した日から発効する。

(学生等及び保証人への通告)

第10条 学長は、懲戒処分を決定した場合、当該学生等及び保証人に通告する。

(異議申立て)

第11条 懲戒処分を受けた学生等は、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合又は処分を不当と認めたときは、懲戒処分の通告を受けた日から14日以内に、学長に対して文書により異議申立てを行うことができる。

- 2 懲戒処分を受けた学生等から、前項による異議申立てが行われた場合、学長は、再審査の必要があると認めるときは、委員会に再審査を行わせるものとし、その必要がないと認めるときは、速やかにその旨を当該学生等に対し通知する。
- 3 再審査に必要な調査及び手続きは、第6条から第7条の規定を準用する。

(停学の解除)

第12条 学生部長等及び主任は、停学を解除する相当の理由が生じたと認めるときは、学長に意見を上申することができるものとする。

- 2 学長は、前項の上申に基づき教授会又は研究科委員会の議を経て、停学の解除を決定することができるものとする。この場合、所定の手続きに従い処分解除の通告を行う。また、処分解除の日は、解除通告の日とする。

(懲戒決定前退学願の不受理)

第13条 第3条において事情聴取等調査の対象となった者が、懲戒の決定前に退学を願い出た場合は、受理しない。

(停学処分中休学願の不受理)

第14条 停学処分中の学生等が休学を願い出た場合は、受理しない。

(事務)

第15条 本規程による学生等の懲戒に関する事務は、学生支援センター杉並グループ、学生支援センター相模原グループが担当する。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。